


資料編

1 計画策定の経緯

| 平成30年 | 会議等の名称 | 検討・審議内容 |
|---------|--------------|--|
| 10月 30日 | 本宮市環境美化推進員会議 | ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明 |
| 12月 13日 | 本宮市議会全員協議会 | ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明 |
| 12月 18日 | 第1回環境審議会 | ◆諮問 ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明 |
| 平成31年 | | |
| 1月 22日 | 第2回環境審議会 | ◆第1次計画の評価 ◆地球温暖化対策地方公共団体実行計画の審議 |
| 2月 13日 | 第3回環境審議会 | ◆計画の目標、取り組みの審議 ◆計画案の審議 |
| 2月 28日 | パブリックコメント | ◆2月28日～3月18日まで回覧文書、市のウェブサイト、市役所本庁舎等でパブリックコメントの実施 |
| 3月 25日 | 第4回環境審議会 | ◆計画案の審議 ◆答申案の審議 |
| 3月 25日 | 市長への答申 | |
| 3月 | 計画の策定 | |

2 本宮市環境審議会委員名簿

| 役職名 | 氏名 | 所属団体等 | 役職名 | 氏名 | 所属団体等 |
|-----|-------|---------------------|-------------------------|-------|-------------------|
| 会長 | 渡邊 明 | 福島大学共生システム理工学類 特任教授 | 委員 | 遠藤恵美子 | 本宮市婦人団体連合会 会長 |
| 副会長 | 遊佐 徹 | 本宮市環境美化推進委員 | 委員 | 田中美代子 | 本宮市女性消防協力隊 隊長 |
| 委員 | 長尾 良夫 | 本宮市環境委員会連合会 会長 | 委員 | 遠藤美恵子 | J A女性部仁井田支部 代表 |
| 委員 | 山崎 敏雄 | 本宮市区長会連絡協議会 会長 | 委員 | 草野 和代 | 本宮市小中学校校長会 岩根小学校長 |
| 委員 | 岡田 祐策 | 本宮市工業等団地企業連絡会 会長 | 委員 | 奥山 久子 | 本宮市立白沢中学校 PTA副会長 |
| 委員 | 丸山 京男 | 本宮市商工会 理事 | 委員 | 根本 良作 | 一般公募委員 |
| 委員 | 渡邊 薫 | 本宮市商工会女性部 部長 | 委員 | 大塚 幸雄 | 一般公募委員 |
| 委員 | 眞島 和好 | 協和交通株式会社 代表取締役 | ※敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による | | |

3 諮問・答申

◆諮問文

30 生 第609号
平成30年12月18日

本宮市環境審議会会長 様

本宮市長 高松 義行

本宮市第2次環境基本計画の策定について（諮問）

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本宮市環境基本条例（平成20年本宮市条例第40号）第18条の規定に基づき、本宮市第2次環境基本計画の策定について、貴審議会に諮問します。

◆答申文

平成31年3月25日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市環境審議会
会長 渡邊 明

本宮市第2次環境基本計画の策定について（答申）

平成30年12月18日付け30生第609号「本宮市第2次環境基本計画の策定について（諮問）」により諮問のあった件について、別冊のとおり答申します。

なお、本宮市第2次環境基本計画を推進するに当たり、次の事項について留意するようお願いいたします。

記

1. 実効性のある計画推進について

本計画を推進するに当たっては、毎年度成果の検証と必要な改善を行い、本宮市第2次環境基本計画の推進を図ること

○本宮市環境基本条例

平成20年9月18日
条例第40号

私たちのまち本宮市は、福島県のほぼ中央に位置し、市の中心部には阿武隈川の流れとともに、平地が広がり、東部は、阿武隈山系からなる山並みや丘陵地、西部には安達太良山から連なる山並みを有し、水と緑豊かな恵みを受けている。

このような自然地形条件の下に、動植物が生息し、河川、ため池、森林等の自然資源が確保されているまちであるとともに、昔から交通の要衝でもあり、先人たちの努力により産業がバランスよく発達してきた。

しかし、近年の社会経済活動は、大量生産、大量消費、大量廃棄などにより資源やエネルギーを消費し、自然の再生能力を超えるような負荷を与えることとなり、環境の劣化が大きく進み、持続可能な社会の維持が難しい状況にある。

このような環境への影響は、地域社会にとどまらず、地球規模までに広がり、ますます複雑・多様化する様相を呈する一方で、将来にわたる問題として認識され、世界的に様々な環境への取り組みが進められている。

私たちは、等しく健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するが、同様に豊かな環境を守り、育てながら未来へと引き継ぐ責務も負っている。

このような認識の下、人類の生存は自然環境がもたらす恩恵によって支えられ、育まれてきたことを改めて認識し、市、市民及び事業者の全てが協働し、環境への負荷の低減に努めるとともに豊かで快適な環境を保全しながら創造していくため、ここに本宮市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造についての基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者

の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となっているもの及びそのおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、全ての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちの実現を目的として行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に伴って生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令、条例等の規定に違反しない場合においても、良好な環境を損なうことのないよう最大限の努力を払わなければならない。その事業活動により良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときも同様とする。

第2章 環境の保全と創造に関する施策

(基本方針)

第7条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本方針とし、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 地球温暖化防止を推進するため、省資源、省エネルギーの推進を行う。
- (2) 循環型社会を構築するため、廃棄物の適正処理及び減量化等の推進を行う。
- (3) 豊かな自然環境を保つため、生物の多様性

を保全するとともに、河川、ため池、森林、農地等の自然環境を体系的に保全し、自然と共生できる地域づくりを行う。

- (4) 良質で健康的な生活環境を確保するため、公害の未然防止、緑化の推進、歴史的・文化的な景観の形成等を行う。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民等の意見の反映に努めるとともに、本宮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 第2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との関係)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、市民等の意見の聴取及び反映に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境の配慮)

第11条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある事業(以下「開発事業等」という。)を行おうとする者が当該事業の実施に当たり、あらかじめ当該事業に係る環境への影響について適正に配慮するよう、自然環境の保全、開発事業等の必要性その他の総合的見地から助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の率先実行)

第12条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全と創

造に資する行為を率先して実行するものとする。
(環境教育及び環境学習の推進)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、市民等による自発的な環境活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育及び環境学習が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。
(環境施策の実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
(国、県及び他の自治体等との協力)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する広域的な取り組みを必要とする施策については、国、県及び他の自治体等と協力して推進するよう努めるものとする。
(地球環境保全の推進等)

第16条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

第3章 環境審議会

(設置)

第17条 市長の環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、本宮市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全と創造に係る基本的事項に関すること。
- (3) その他、環境の保全と創造に関し必要な事項に関すること。

2 審議会は、環境の保全と創造に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第20条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(本宮市環境審議会条例の廃止)

2 本宮市環境審議会条例(平成19年本宮市条例第145号)は、廃止する。

○本宮市美しいまちづくり推進条例

平成19年1月1日
条例第146号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふんの放置の防止に関し、本市、市民等、事業者、占有者等の責務及び必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を行い、もって清潔で美しいまちづくりの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他飲食料を収納していた容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で商業、工業、金融業その他これらと同種の経済活動を営む者をいう。
- (5) 占有者等 土地及び建物を占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き缶等のごみ 空き缶等及び吸い殻等をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市の環境美化の促進及び美観の保護(以下「環境美化の促進等」という。)を図るため、空き缶等のごみの散乱防止に関する施策(以下「施策」という。)を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するため、市民等、事業者、占有者等、県及び国に対して必要な協力要請を行う責務を有する。

(市長の責務)

第4条 市長は、市民等、事業者及び占有者等に

対して、環境美化を促進するため、知識の普及及び意識の向上を図る等、必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、空き缶等のごみを散乱させないために、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰り、又は回収容器に収容するよう努めなければならない。

2 飼い犬の所有者又は飼養、管理する者(以下「所有者等」という。)は、飼い犬を散歩させるときは、飼い犬のふんを持ち帰るための回収袋等を携帯し、使用するよう努めなければならない。

3 市民等は、自らの身近な地域における清掃活動その他環境美化の促進等に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に付随して生じる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、環境美化の促進等について被用者の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者のうち、容器に収容する飲食料を製造する者及び容器に収容した飲食料(以下「容器飲食料」という。)を販売する者は、空き缶等の散乱を防止するために消費者に対する啓発及び再資源化の可能な容器への転換に努めなければならない。

4 事業者のうち、容器飲食料を販売する者は、容器飲食料を販売する場所に回収容器を設け、空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に維持管理しなければならない。

5 事業者のうち、たばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者は、吸い殻等の散乱を

防止するため、消費者に対する啓発に努めなければならない。

6 観光業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業その他観光に関する事業を行う者をいう。)は、空き缶等のごみの散乱防止のため、観光客に対する啓発に努めなければならない。

(占有者等の責務)

第7条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地及び建物周辺における空き缶等のごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者に対する啓発を行うとともに、散乱した空き缶等のごみの清掃活動を行う等、環境整備に必要な措置を講じなければならない。

2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進等に関する施策に協力しなければならない。

(植花等)

第8条 市民、事業者及び占有者等は、草花、樹木等の植栽に努め、環境美化及び美観の形成に協力しなければならない。

(禁止行為)

第9条 市民等、事業者及び占有者等は、道路、河川、水路、溜池、公園、広場、山林及び耕作地(以下「公共の場所等」という。)に空き缶等のごみをみだりに捨ててはならない。

2 飼い犬の所有者等は、飼い犬が公共の場所等で排せつしたふんを放置してはならない。

(自動販売機の設置届出)

第10条 容器飲食料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 回収容器の設置場所及び管理の方法

(4) その他規則で定める事項

(変更等の届出)

第11条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る同条第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る前条第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機による容器飲食料の販売を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 届出者からその届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

第13条 市長は、第10条、第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第3項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかななければならない。

3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に規則の定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の届出があったときは、その届出

をした者に対して、届出済証を交付するものとする。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第14条 容器飲食料を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機ごとに規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に維持管理しなければならない。

(勧告)

第15条 市長は、前条の規定に違反していると認めるときは、自動販売業者に対し、期限を定めて回収容器を設置し、適正に維持管理をするよう勧告することができる。

2 市長は、第9条第1項の規定に違反していると認めるときは、空き缶等のごみを捨てた者に対して、ごみを持ち帰り、又は回収容器に収納するなど適切な処分をするよう勧告することができる。

3 市長は、第9条第2項の規定に違反していると認めるときは、犬のふんを放置した者に対してふんを持ち帰るなど適切に処分するよう勧告することができる。

(命令)

第16条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた自動販売業者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(土地の占有者等に対する勧告)

第17条 市長は、空き缶等のごみが著しく散乱している場合において、当該土地の占有者等が散乱した空き缶等のごみの清掃活動その他の環境美化の促進等に必要な措置を行っていないと認められるときは、当該土地の占有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告する

ことができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等のごみの散乱又は回収容器の設置及びその維持管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等のごみが散乱している土地又は当該自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第19条 市長は、第15条、第16条及び第17条の規定による勧告又は命令を受けた者が正当な理由がなく、その勧告又は命令に従わないときは、その氏名、住所(法人にあっては、法人名及び本店の所在地)、この条例による勧告又は命令に従わない旨及びその違反の内容を公表することができる。

(環境美化推進員)

第20条 市長は、地域における環境美化の促進等に関し、本宮市環境美化推進員を選定し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 自主的奉仕活動の促進及び助長に関する指導及び助言

(2) 自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整及び市が実施する施策と自主的奉仕活動との調整

(3) ごみの投棄及び犬のふんの放置防止に関する啓発及び指導

(4) 空き缶等のごみの散乱及び清掃活動状況の調査報告

(5) その他環境美化の促進等に必要な事項
(環境美化の日の設定)

第21条 市長は、環境美化の促進等について、市

民の関心と理解を深めるため、規則の定めるところにより、環境美化の日を設ける。

(適用上の注意)

第22条 この条例の適用に当たっては、市民等、事業者及び占有者等の権利を不当に侵害しないように留意し、空き缶等及び吸い殻等の不法投棄を禁じている法令に留意しなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第10条又は第11条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

3 第11条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、1万円の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の本宮町美しいまちづくり推進条例(平成5年本宮町条例第28号。以下「本宮町条例」という。)又は白沢村の美しい環境をつくる条例(平成11年白沢村条例第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお本宮町条例の例による。

○本宮市公害対策条例

平成19年1月1日
条例第144号

(趣旨)

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため、法令に特別の定めがあるもののほか、市内事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに公害の防止に関する市の施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる、ばい煙、汚水、廃棄物等の処理等、公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国及び県の公害の防止に関する施策と相まって、この条例に規定する施策を講ずることにより良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

2 住民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第6条 市長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、

公害の防止に努めるものとする。

(1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。

(2) 公害を防止するために必要な都市施設等の整備に関すること。

(3) 公害の防止に資するために緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。

(4) 事業者が行う公害の防止のための施設を設置又は改善に要する資金のあっ旋その他の援助に関すること。

(5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓もうに関すること。

(6) 公害に係る紛争が生じた場合には、その公正な処理をするため、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めること。

(苦情等の処理)

第7条 市長は、公害に係る苦情、陳情等について住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力の下に、その適切な処理に努めるものとする。

(処理計画)

第8条 市長は、公害防止のため事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し期限を定めて、公害を防止するための処理計画を作成させ、その提出を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により処理計画の作成及び提出を命ずるときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定により処理計画の提出があった場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画でないと認めるときは、本宮市環境審議会の意見を聴いて、当該計画の変更を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に口頭又は文書で弁明の機会を与えなければならない。

5 市長は、事業者が第1項の規定により提出した処理計画又は第3項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、本宮市環境審議会の意見を聴いて当該事業者に対し期限を定め、当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合について準用する。

(緊急時の措置)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な湯水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかにばい煙又は汚水の排出量の減少について、適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第10条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに市長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
その発生し、又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他の事項が発生した場合において、当該事項により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
その事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第13条 第8条第5項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第11条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日までに、合併前の本宮町公害対策条例(昭和47年本宮町条例第3号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

用語説明

▶ ア 行

アイドリングストップ ————— P18

自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

空き家 ————— P25

居住その他の使用がなされていないことが常態である建物。適切な管理が行き届かない空き家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が懸念されている。

アスベスト ————— P22

日本名で石綿といい、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱石で無機繊維状鉱物。建物などの断熱材や防火材、機械などの摩擦防止用などに大量に使用されたが、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると肺癌や中皮腫の誘因となる。2011年度以降は、新たな石綿製品は日本では製造されていない。

阿武隈川サミット ————— P28、P31

母なる川、阿武隈川をよく知り、川との共生を目指しながら、流域それぞれの実態に即した治水―利水計画との調和を図り、河川環境保全を推進するため、福島県―宮城県内の阿武隈川沿いの自治体の長が一堂に会し、それぞれの地域で役割分担をしながら、次世代に共通の遺産として良好な河川環境を伝えていくため、平成6年に発足した。

ウォームシェアスポット ————— P18

地球温暖化対策の一環として、電力等エネルギー需要が高まる冬季に、市民が快適に過ごせる施設をウォームシェアスポットとして登録し、家庭等の消費エネルギーの削減、地域の活性化につなげること。

ウォームビズ ————— P18

秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

エコクッキング ————— P30

身近な食生活からはじめるエコ活動。環境を思いやりながら、「買い物」「調理」「食事」「片づけ」をすること。

エコチャレンジ事業 ————— P16、P18

地球温暖化防止のためには、温室効果ガス総排出量の約5分の1を占める家庭部門における排出削減が不可欠であることから、電力使用量の削減など県民一人ひとりの行動に結びつく省エネルギー活動を促進するための福島県の事業。

エネルギー起源CO₂ ————— P34

燃料の燃焼で発生し排出される二酸化炭素。

オゾン層 ————— P 4、P19

地球の大気中でオゾン濃度が比較的高い部分のこと。地上から約20～50 kmほどの成層圏に多く存在する。成層圏のオゾンは太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収して、地球上の生態系を保護している。大気中に放出されるフロンなどのオゾン層破壊物質によりオゾン濃度が低下した部分をオゾンホールと呼ぶ。

温室効果 ————— P16

地球をとりまく大気が太陽から受ける熱を保持し、一定の温度を保つ仕組みのこと。二酸化炭素などの大気中の気体(温室効果ガス)が温室効果をもたらす。

温室効果ガス ————— P17

大気中に存在すると赤外線を吸収し温室効果をもたらす気体のこと。二酸化炭素のほかにも、メタン、フロン、亜酸化窒素なども温室効果を引き起こし、単位量当りの効果が大きいため、排出量が少なくても地球環境への影響が甚大とされる。

▶ カ 行

海洋プラスチック汚染 ————— P30

川に流されたごみは海に辿り着き、有機物のごみは微生物などの働きで長い年月をかけて分解さるが、プラスチックは熱や太陽の紫外線を受けもろく砕け

る。いくら小さくなくても、分解してなくなることはない。直径5ミリメートル以下のとても小さなプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼び、その小さなプラスチックは、海の生き物がえさと間違えて食べてしまうことがあり、海の生態系への影響、そして、プラスチックには有害物質が付着しやすく、いずれは食物連鎖の頂上である私たちの食卓に到達するおそれがある。

環境 ISO ————— P38

国際標準化機構(International Organization for Standardization)が1996年9月に制定した環境管理システム(EMS)の国際規格。ISO14001は環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるというマネジメントシステム規格である。組織の長が環境対策の方針を出し、実現のための計画を立案、実施一運用した上で、第三者機関による定期的な点検が義務付けられている。

環境ホルモン ————— P10

外因性内分泌攪乱化学物質という。内分泌攪乱物質などと省略することも多い。環境中にある物質が体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱す(かく乱する)という意味で、環境ホルモンと通称される。

環境マネジメントシステム(EMS) — P18、P38

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価することであり、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、④方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステム(環境管理システム)と呼ぶ。

クリーンエネルギー ————— P1

電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量の少ないエネルギー源のこと。自然エネルギーや再生可能エネルギーとも呼ばれる。

クリーンエネルギー自動車 ————— P38

石油以外の資源を燃料に使うことによって、二酸化炭素、窒素化合物などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動

車、水素自動車、ハイブリッド車、燃料電池車などがある。

クールシェアスポット ————— P18

地球温暖化対策の一環として、電力等エネルギー需要が高まる夏季に、市民が快適に過ごせる施設を「クールシェアスポット」として登録し、家庭等の消費エネルギーの削減、熱中症予防、地域の活性化などにつなげる。

クールビズ ————— P18

夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

グリーン購入 ————— P18

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

光化学オキシダント ————— P22

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線をうけ光化学反応を起こして作り出される物質の総称。

光化学スモッグ ————— P22

光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態になる。目やのどの粘膜を刺激したり、農産物に悪影響を与えたりする恐れがある。

公害 ————— P14

人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。「環境基本法」においては、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。

▶ サ 行

災害破棄物 ————— P23

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

再生可能エネルギー ————— P14

我が国の主要なエネルギー源である石油・石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源である。これに対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国産のエネルギー源となる。

持続可能な社会 ————— P31

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。

循環型社会 ————— P11、P29

地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源—エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。

省エネ性能 ————— P18

省エネルギー能力の特性を大きさで表したもの。「省エネ性能が高い」、「省エネ性能が低い」というように使用する。

食品ロス ————— P30

食べられるのに捨てられてしまう食品。食品ロスを削減して、食品廃棄物の発生を減らしていくことが重要。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は646万トン（平成27年度推計）。

新エネルギー ————— P 8

公的には「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）において「新エネ

ギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののことを指す。現在、指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。

新エネルギービジョン ————— P 8

本宮市が平成22年に策定した計画で、本市における新エネルギー導入の可能性や基本的な方向性を示すとともに、新エネルギーの普及を効果的に実践するための指針となる。

水素ステーション ————— P18

燃料電池自動車の動力源である水素を、供給するための施設。

生物多様性 ————— P27

地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

先進環境対応車 ————— P18

次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等）に、その時点の技術水準に照らして環境性能に優れた内燃機関車を加えたもの。

▶ タ 行

ダイオキシン ————— P10、P22

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。「ダイオキシン類」は、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。

大腸菌群数 ————— P20

大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似てい

る細菌の数のことをいう。大腸菌群数は、検水 1ml 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100ml 中の最確数（MPN）で表される。

地球温暖化 ————— P 1、P16

二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

低公害車 ————— P38

大気汚染物質の排出が少なく環境負荷の少ない自動車。

低炭素社会 ————— P17

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

出前講座 ————— P12、P31

市民等が主催する集会等に市職員を派遣し、市のまちづくりや暮らしに役立つ情報について説明する市の事業。

▶ ナ 行

燃料電池自動車 ————— P18

水素を燃料電池に与え、水素と酸素の化学反応によって電力を生み出し、モーターを動かす。水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

▶ ハ 行

ハイブリッド車 ————— P38

ガソリンエンジンと電気モーターなど、複数の動力源を搭載する自動車。

バイオディーゼル燃料 (BDF) ————— P30

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、排気ガス中の二酸化炭素・黒煙・硫黄酸化物の排出量が大幅に減ることから、地球にやさしい再生可能エネルギーと言われている。

バイオマスエネルギー ————— P 1

樹木や草などの生物体を作っている有機物を利用したエネルギー。バイオマスを燃やすと二酸化炭素が排出されるが、もともと光合成で吸収した二酸化炭素に由来しているため、バイオマスを燃やしても空気中の二酸化炭素の量はプラスマイナスゼロという計算が成り立つ。

ヒートアイランド ————— P26

周辺地域よりも高温の空気が都市域をドーム状におおう。都市化に伴う地表面の人工的改変、大量のエネルギー消費などで熱がたまることがその成因。気温分布図の等値線が島の形を描くことから熱の島。

微小粒子状物質

[PM2.5] を参照。

福島議定書事業 ————— P16、P18

福島県内の学校や事業所が、地球温暖化対策の実施を知事と「議定書」として取り交わし、省資源・省エネルギーなどの地球温暖化対策に取り組む事業。

フロン ————— P 8、P19

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (Chlorofluorocarbons; CFCs) と呼んでいる。特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン酸素原子に分解することがわかってきた。これがいわゆるオゾン層の破壊である。

▶ マ 行

マイバック ————— P30

レジ袋の過剰な消費から、繰り返し利用できる買物袋の使用に切り替えることで、ごみの削減、温

室効果ガスの削減、原料となる原油の節約、海洋プラスチック汚染問題の解消などを目的としている。

▶ ラ 行

リサイクル ————— P11、P29

廃棄物等を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

リデュース ————— P29

ごみになるものの発生を抑制すること。

リユース ————— P29

そのままの形体でもう一度使うこと。再使用。

▶ 英 数

BDF

〔バイオディーゼル燃料〕を参照。

BOD ————— P20

生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand の略)。溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。

COP21 ————— P17

気候変動枠組条約締約国会議 (Conference of Parties) の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。2015 年秋に 21 回目の会議がパリ (フランス) で開催されたため、この会議を COP21 またはパリ会議と呼ぶ。そして、COP21 で採択されたのがパリ協定という国際的な取り決め。

DO ————— P20

溶存酸素量 (Dissolved Oxygen の略)。水中に溶けている酸素の量を示す。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では少なくなる。逆に水温が高いほど、気圧が低いほど、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。

IPCC ————— P16

国際気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change の略)。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立された組織。

LED ————— P 8

一方向に電圧を加えた時に発光する半導体の素子のこと。発光ダイオード。白熱電球と比べると寿命がかなり長く、また電気を直接光に変えるため、エネルギーの変換効率が非常に良い。

pH ————— P20

水素イオン濃度指数 (potential Hydrogen, power of Hydrogen の略)。物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標(記号は pH となるもので、0~14 の間の数値で表現される。pH7 が中性、7 から小さくなるほど酸性が強く、7 を超えるほどアルカリ性が強くなる。

PM2.5 ————— P10、P22

大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル) = 1mm の 1000 分の 1) 以下の非常に小さな粒子。工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫酸化物などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。

SS ————— P20

浮遊物質 (suspended solids の略)。水中に浮遊している物質のこと。測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測る。数値 (mg/l) が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標

1 貧困をなくそう



2 飢餓をゼロに



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



6 安全な水とトイレを世界中に



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



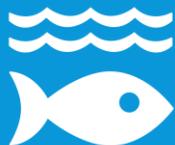
12 つくる責任 つかう責任



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナーシップで目標を達成しよう



出典：国連広報センター